

特集  
3-2

【実践例2】

# 県民生活センター(消費生活センター)と 高校との連携による消費者教育



荻野 三穂 Ogino Miho 山梨県甲府市立中道南小学校教頭

山梨県内で小学校教諭として長年勤務。学級担任をしながら、研究主任、学年主任、教科主任等を歴任。2016～2017年、山梨県県民生活センターに出向。2018年、教頭として学校現場に復帰。



## 山梨県の消費者教育の特徴

山梨県の消費者行政には、他の県にはあまりみられない大きな特徴があります。それは、小学校もしくは中学校の教員1名(教頭相当職)が、消費者教育担当者(コーディネーターも兼ねる)として、山梨県県民生活センターへ配属されることです。学校現場のようすの分かる現職教員が相談・啓発スタッフとして消費者行政にかかわることで、学校における消費者教育を推進しやすくしています。小学校教員であった私は、2016～2017年度の2年間、その役を担いました。

消費者教育を充実させていくためには、さまざまな組織との連携が大切なのはいうまでもありません。学校教育関係では、教育委員会の4課(義務教育課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課、社会教育課)および教員の研修やさまざまな教育情報を提供している山梨県総合教育センターと連携を図っています。具体的には、次の取り組みが挙げられます。

- ①教育委員会および総合教育センターとの消費者教育推進についての話し合い
  - ・消費者教育PRの場の提供依頼
  - ・消費者教育に関する情報の提供依頼
 を本課課長や県民生活センター所長も同席のうえ行う。
- ②消費者教育PR
  - 校長会、教頭会、社会科教員研修会、家庭科教員研修会、県PTA協議会総会などで出

前講座のチラシ配布、教材等の案内。

- ③総合教育センターの授業づくり研修会での講義
- ④研究授業\*1へのかかわり
- ⑤公立高校における消費者教育の実態調査\*2

消費者教育PRでは、前年度行った学校での消費者教育における生徒のよい変容について話したり、使用したパワーポイントの抜粋をチラシに付けたりすることで、より具体的になり、理解を得やすくなったと思います。また、教育委員会と連携を行ったことで、⑤の実態調査においては、教頭会での説明の時間をいただけたため、回収率は100%となりました。

## 公立高校における消費者教育

県民生活センターでの消費者教育の中心は、出前講座や出前授業です。高校における出前講座・授業の内容としては表のとおり

表 高校における出前講座・授業

| 目的                         | 教科等                     | 内容  |
|----------------------------|-------------------------|---|
| ① 成人前での自立した消費者となるための基礎養成   | 家庭科(家庭基礎・家庭総合)          | ・契約と契約トラブル<br>・契約と若者が遭いやすい消費者トラブル<br>・商品選択の意思決定と消費者トラブル |
| ② 学校現場や発達段階においての需要の高い情報の提供 | 総合的な学習の時間<br>学級活動<br>行事 | ・高校生とネットトラブル<br>・身近にひそむネット依存                            |
| ③ 自立した消費者となるための必要な情報提供     | 学校行事<br>学年行事(単立ち教室)     | ・かしい消費者になるために   |

\*1 教員の資質向上のために教員等関係者に公開される授業。

\*2 <https://www.pref.yamanashi.jp/kenminskt-c/center/koukouanket.html>

特集 3-2 【実践例2】 県民生活センター（消費生活センター）と高校との連携による消費者教育

です。出前授業は、綿密な打ち合わせの下、TeamTeaching<sup>\*3</sup>（チームティーチング、以下、TT）で行うものを指します。私の在籍した2年間の出前講座・授業の総回数は、2016年155回、2017年173回でした。そのうち、高校への出前講座・授業は、2年間合わせて38回行いました。

## 出前授業の実際

### （1）事前準備

A高校で行った家庭科の出前授業について紹介します。「家庭基礎」および「家庭総合」の消費生活に関する単元で、県民生活センター職員とA高校の家庭科教員とのTTで授業を行いました。内容は、成人前での自立した消費者となるための基礎養成を目的とした「契約と若者が<sup>あ</sup>遭いやすい消費者トラブル」（2時間扱い）です（表の①）。事前打ち合わせとして、電話やメールで内容を詰めた後、A高校に訪問し、パワーポイント、DVD、資料・プリント等を用いる教材について、教員と最終確認をし、授業に臨みました。

### （2）授業当日の流れ

消費者庁作成の「社会への扉<sup>\*4</sup>」「もしあなたが消費者トラブルにあったら<sup>\*5</sup>」を中心教材とし、「社会への扉」のクイズの部分をパワーポイント（図1）にしたり、若者があいやすいキャッチセールスやマルチ商法などいくつかの消費者トラブルを実際の相談事例とともに紹介したりと、工夫して取り組みました。

DVD「もしあなたが消費者トラブルにあったら」を視聴後、ネットショッピングのトラブルについて、問題点等を考え話し合い発表し合うアクティブラーニングを取り入れました（図2）。

### （3）教員からの感想

授業後の教員の感想は次のとおりでした。  
「講義は分かりやすく、講義内容を進める速さ

### 写真 出前授業のようす



図1 使用したパワーポイントの一部

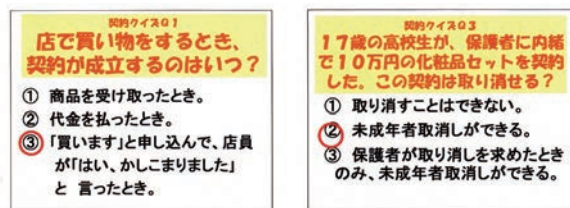
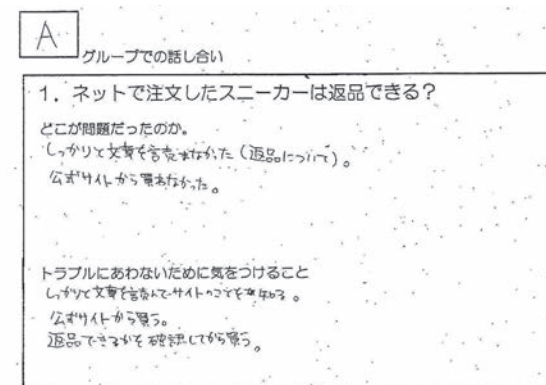


図2 話し合い活動ワークシートの一部



もよかったです。消費者教育に携わる専門の講師の話は重みと真実味があり、生徒たちは話に引き込まれるように集中して受講していました。パワーポイントも工夫されていて、クイズ形式の進め方は、生徒全員が考え授業に参加していると実感できました。多種にわたった問題形式があったり、DVDももう1種類くらいあったりするともっとよかったかもしれません」

## 今後も高校との連携を

成年年齢引き下げにより、高校生でも消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高くなります。これからも、消費者行政と学校の連携した消費者教育を続けることが大切だと考えます。

\*3 学級担当の教師が進める授業に、その教師とチームを組む他の教師が入り、生徒の習熟度などに合わせて担当教師を助力しつつ行う授業の形態。

\*4 [http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/public\\_awareness/teaching\\_material/material\\_010/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/)

\*5 [http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/public\\_awareness/teaching\\_material/material\\_007/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_007/)